

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、行政処分を行いました。

1 被処分者

(1) 名称

株式会社クリエイト 代表取締役 羽生 ちどり

(2) 所在地

長野県駒ヶ根市赤穂16498番地3

2 行政処分の内容

(1) 産業廃棄物処分業の許可の取消し

(2) 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和7年11月13日

4 行政処分の理由

被処分者は、長野県知事から令和7年3月24日付けで、駒ヶ根市赤穂地籍の農地に存する産業廃棄物（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、木くず等の混合廃棄物。）を全量撤去するよう廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5の規定に基づく「措置命令」を受けたにもかかわらず、設定された履行期限である令和7年7月31日までに全量撤去しなかった。

このことは、措置命令違反であり、法第14条の3の2第1項第5号に該当するため。

（問合せ先）

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物指導担当
胡桃澤、関、櫻井

電話 026-235-7203（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2821

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp